

石川県スポーツ推進審議会運営要領の策定(案)について

【趣旨】

- コロナ禍以降、映像と音声の送受信により双方向的なコミュニケーションを行う「WEB 会議システム」を活用した会議の開催は一般的となりつつある
- 国や他県の審議会では、WEB 会議システムを活用した会議の開催や出席について、運営要領等で明文化することで、その取り扱いを明確化させる動きがある
- 新型コロナウイルスの流行は沈静化しつつあるが、様々な事情により対面での出席が難しい委員が、WEB 会議システムを利用すれば参加可能となる可能性があるのであれば、WEB 会議システムによる審議会への参加が可能であることを明文化しておくことは有意義

【石川県スポーツ推進審議会運営要領のポイント】

①WEB会議システムを活用した会議の開催等について

- ・映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話が可能であるWEB会議システムを利用した会議の開催が可能(第 2 条第 4 項)
- ・会長以外の委員等は、正当な事由がある場合にWEB会議システムを利用した会議への参加が可能(第 4 条第 1 項)
- ・映像と音声のうち、映像が不通となった場合でも、音声が即時に伝わり、適時的確な意見表明が可能であれば、当該委員は引き続き会議へ出席しているとみなし、採決への参加も可能(第 4 条第 2 項)
- ・上記の場合に、音声を送受信できなくなった場合には、その時刻をもって当該委員は退席したものとみなす(第 4 条第 3 項)
- ・WEB会議システムを利用して会議に参加する委員は、静かな個室かそれに類する部屋で行うこと(第 4 条第 4 項)

②その他の審議会の運営に関することについて

- ・合議によらないことをもって審議会の運営に特段の支障を生ずるおそれがない場合、書面による審議会の開催が可能(第 2 条第 2 項)
- ・会長が必要と認めるとき、委員以外の者に審議会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる(第 3 条)
- ・審議会は公開で行う(第 5 条第 1 項)
- ・審議会の議事について、会議録を調製する(第 6 条)

石川県スポーツ推進審議会運営要領（案）

（趣旨）

第一条 この要領は、石川県スポーツ推進審議会条例（昭和三十七年条例第十五号。以下「条例」という。）第八条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

（会議の招集）

第二条 石川県スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）の会議は、必要に応じ、会長が招集する。

2 前項の場合において、会長は、審議会の会議の招集が困難であり、合議によらないことをもって審議会の運営に特段の支障を生ずるおそれがないと認めるときその他正当な理由があると認められるときは、議事を記載した書面を各委員に送付のうえ、意見を聴き、及び賛否を問うことで、審議会の開催に代えることができる。

3 条例第六条第1項及び第2項の規定は、前項の場合について準用する。

4 第1項の場合において、会長が必要と認めるときは、Web 会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話できるシステムをいう。以下同じ。）を利用した審議会の会議を開くことができる。

（委員以外の者の審議会の会議への出席）

第三条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に審議会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（WEB 会議システムを利用した出席）

第四条 会長以外の委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）は、審議会の会議に出席することができない正当な事由があり、相当であると会長が認めるときは、Web 会議システムを利用して審議会の会議に出席することができる。

2 Web 会議システムを利用した審議会の会議への出席は、条例第六条第1項及び第2項の規定する出席に含めるものとする。なお、Web 会議システムの利用において、当該会議の開始後に、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見表明を行うことができるときも同様とする。

3 Web 会議システムの利用において、映像のみならず音声を送受信できなくなった場合には、当該 Web 会議システムを利用して審議会の会議に出席している委員等は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

4 Web 会議システムを利用した審議会の会議への出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する部屋で行わなければならない。なお、次条第1項ただし書きの規定に基づき、審議会の会議が非公開で行われる場合は、審議会の会議を委員等以外の者に視聴させてはならない。

(会議の公開)

第五条 審議会の会議は、公開して行う。ただし、特別の事情により審議会が必要と認めるときは、この限りではない。

2 会長は、会議における秩序の維持のために、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置を講じることができる。

(会議録)

第六条 審議会の議事については、会議録を調製し、会議の概要を記載しておかなければならない。

(雑則)

第七条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則

この要領は、令和5年〇月〇日から施行する。